# **特例②　買収防衛策の導入・発動に伴う株式又は新株予約権を引き受ける者の募集の場合**

買収防衛策の導入・発動に伴う株式又は新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした場合は、通常の開示事項に加え、以下の所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「（１）〔開示に関する注意事項〕②　事前相談について」参照）。

（イ）買収防衛策の導入に伴う場合

**ａ．買収防衛策導入の目的**

**ｂ．スキームの内容**

**ｃ．買収防衛策導入に係る手続・日程**

**ｄ．買収者出現時の手続**

**ｅ．株主・投資者に与える影響**

**ｆ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

※　スキームの内容については、特に発動・廃止等の判断主体やその判断基準について詳細に記載するとともに、買収防衛策の合理性を高めるための工夫（例えば、導入に際しての株主総会決議、全株式・全現金買収の場合には消却するといった客観的な廃止条件の設定、独立社外者の判断が重視される委員会の設置、第三者専門家の意見の取得、サンセット条項（定期的に買収防衛策の内容や導入の是非を総会などで見直す条項）などの定期的な見直し条項、取締役の選解任要件及び任期等）についてわかりやすく具体的に記載することが必要となります。

（ロ）買収防衛策の発動に伴う場合

**ａ．当該決定に至った経緯及び理由**

**ｂ．今後の手続・日程**

**ｃ．株主・投資者に与える影響**

**ｄ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

※　上記（イ）、（ロ）の開示に係る表題には、「買収防衛策」という文字を必ず含めてください。

※　導入の前例のないスキームを検討されている場合や遵守事項などの関係で懸案事項がある場合などには、上記よりも十分な余裕をもって事前相談を行うようにしてください。

※　買収防衛策導入に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行った場合において、具体的に買収者が出現したとき、導入した買収防衛策を発動したとき、又は廃止したときにも、「開示事項の経過」として開示してください。また、買収防衛策の内容の変更を行った場合も、「開示事項の変更」として開示してください。

具体的に買収者が出現した場合には、買収者に関する情報、買収提案に関する内容、会社の当該買収提案に対する考え方、今後の対応方針といった事項を、買収防衛策を発動又は廃止する場合には、当該決定に至った経緯及び理由、今後の手続・日程、株主・投資者に与える影響といった事項を、それぞれ記載することが必要となります。

※　詳細は、「【買収防衛策の導入等に係る上場制度の概要】」をご参照ください。